

○栃木県立博物館条例

昭和57年3月30日

栃木県条例第3号

栃木県立博物館条例をここに公布する。

栃木県立博物館条例

(設置)

第1条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館として、栃木県立博物館（以下「博物館」という。）を宇都宮市に設置する。

(事業)

第2条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 考古、歴史、民俗、美術工芸、地学、植物、動物等に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- (2) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- (3) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。
- (4) 博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

(職員)

第3条 博物館に、必要な職員を置く。

(観覧料)

第4条 博物館に展示されている博物館資料を観覧するため、博物館に入館しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納付しなければならない。

2 博物館において特別の企画による展示が行われている場合に、当該展示に係る博物館資料を観覧しようとする者は、別表第2に定める額の範囲内において知事が当該展示に係る所要経費を勘案して定める額の観覧料を納付しなければならない。

3 前項の観覧料を納付した者については、第1項の規定にかかわらず、同項の観覧料は、無料とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日における博物館の観覧料は、無料とする。

(撮影等の許可及び料金)

第5条 学術研究等のため、博物館に展示され、又は保管されている博物館資料の撮影、模写、模造等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、1点1回につき、3,360円の範囲内で規則で定める額の撮影等料金を納付しなければならない。

(観覧料等の不還付)

第6条 既に納付された観覧料又は撮影等料金は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料等の免除)

第7条 知事は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は撮影等料金の全部又は一部を免除することができる。

(入館の拒否等)

第8条 知事は、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける等博物館の秩序を乱すおそれがあると認められる者に対し、入館を拒否し、又は退館を求めることができる。

(協議会の設置)

第9条 博物館法第23条第1項の規定に基づき、博物館に、栃木県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員の任命の基準等)

第10条 協議会の委員（以下この条において「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命する。

2 委員の定数は、20人以内とする。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定並びに第6条及び第7条中観覧料に関する部分並びに別表第1及び別表第2の規定は、次項の教育委員会規則で定める日から施行する。

2 博物館に展示されている博物館資料は、教育委員会規則で定める日から観覧に供する

ものとする。

(教委規則で定める日＝昭和57年10月23日)

附 則 (昭和59年条例第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第5号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第9号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(使用料の改定等に伴う経過措置)

- 7 (略)

附 則 (平成14年条例第10号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第27号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第19号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料の改定に伴う経過措置)

- 4 (略)

附 則 (平成30年条例第10号)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 (略)

附 則（平成31年条例第4号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第37号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第14号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	個人	団体（20人以上）1人につき
一般	260円	200円
大学、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒	120円	100円

別表第2（第4条関係）

区分	個人	団体（20人以上）1人につき
一般	1,250円	1,030円
大学、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒	620円	510円